

「五所川原市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」(案)についての意見募集結果について

市が実施しました「五所川原市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」(案)の策定にあたっての意見募集に対し、貴重なご意見をいただき、誠に、ありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

令和6年2月7日から令和6年3月10日まで

2 募集方法

市のホームページ (<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>) に案の概要等を掲載したほか、市介護福祉課、行政資料スペースに備え付けました。また、希望者には郵送を行いました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所(法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先)の明記を条件としました。

3 提出された意見

1人の方から延べ4件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

| 文章修正等 | 記述済み | 実施段階検討 | 反映困難 | その他 | 合計 |
|-------|------|--------|------|-----|----|
| 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 4件 | 4件 |

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、次のとおりです。

(提出された意見の内容とそれに対する市の考え方)

| 提出された意見 | 市の考え方 |
|---|---|
| 世帯の年間収入が少なく、生活が困窮している方への介護保険料の減免を作るべきでは。青森、弘前市は低所得者の減免制度はあります。 | 当市においても低所得者に対する減免制度があり、保険料段階が1～3段階の方を対象として実施しております(条件あり)。介護保険料に関する相談または減免等の申請は随時受け付けておりますので、市役所介護福祉課までお問い合わせください。 |
| 令和22年度を見据えた計画ではありますが、介護保険料は下がることなく、上がる方向ですが、令和22年度までにどのくらい介護保険料を設定しているのか。 | 令和22年度までの介護保険料に関しての具体的な見込額は算出しておりませんが、今後、65歳以上人口は横ばいで推移するものの、重度化しやすい傾向にある75歳以上人口は増加すると推計されていることから、介護給付費等の増加に伴い介護保険料は上昇していくものと考えております。 市では、できるだけ介護保険料が上昇しないよう、介護予防や健康施策を展開し、介護給付費を抑制していきたいと考えております。 |
| 在宅介護をしている、家族への介護支援はありますか。 | 要介護4、5に相当し非課税世帯の方を介護している家族に、月額4,500円(年額54,000円)を上限として介護用品の支給を行っています。 また、要介護4、5に相当し非課税世帯の方で、過去1年間介護サービスを利用しなかった場合は、介護している家族に、慰労金として年額100,000円を支給しています。 |
| 22ページの介護用品支援事業について。均等割のみ課税している家族世帯にも支給するべきでは。 | 介護度が高い方を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため実施している事業ですが、現在のところ非課税世帯とさせていただいております。市の財政状況を考慮しながら、今後の検討課題とさせていただきます。 |

4 その他

「第5章介護保険事業」の「3. 第1号保険者保険料の算定」について、第9期計画期間の基準月額、各段階ごとの月額及び年額を記載しました。

また、参考資料として、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果、在宅介護実態調査結果、五所川原市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定経過、五所川原市高齢社会対策検討委員会設置要綱、五所川原市高齢社会対策検討委員会委員名簿を追加しました。